

## 函館大谷短期大学専攻科福祉専攻学則

( 目 的 )

第 1 条 本学は、こども学科の教育の基盤の上に、精深な程度において必要な特別の科目を教授し、その研究を指導する課程において、介護福祉士を養成することを目的とする。

( 名 称 )

第 2 条 養成する課程の名称を函館大谷短期大学専攻科福祉専攻（以下「専攻科」という。）と称する。

( 位 置 )

第 3 条 専攻科を北海道函館市鍛冶 1 丁目 2 番 3 号に置く。

( 入学定員 )

第 4 条 専攻科の入学定員は次のとおりとする。  
福祉専攻 25 人

( 修業年限及び在学年限 )

第 5 条 専攻科の修業年限は 1 年とする。  
2 学生は 2 年を超えて在学することはできない。

( 入学資格及び入学許可 )

第 6 条 専攻科に入学することのできる者は次の者とする。  
1. 保育士養成施設を卒業し、保育士資格を有する者  
2. 保育士資格を有し、かつ、短期大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者  
2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考の上入学を許可する。

( 授業科目及び単位数等 )

第 7 条 授業科目の種類及び単位数等は別表 1 のとおりとする。

( 単位の認定 )

第 8 条 履修した授業科目において、出席時間数が授業時間数の 3 分の 2（但し、介護実習については規定時間数）に満たない者については、当該科目の単位を認定しない。

( 修了の要件及び修了の認定等 )

第 9 条 専攻科を修了するためには、専攻科に 1 年以上在学し、別表 1 に定めるところにより次の単位数以上を取得しなければならない。  
福祉専攻 54 単位  
2 前項の者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。  
3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。  
4 修了を認められた者は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、介護福祉士の登録の権利を有する。

( 検定料等の金額 )

第 10 条 専攻科の検定料、入学料等の金額は、次のとおりとする。

検定料	30,000 円
入学料	220,000 円
授業料	930,000 円
実習費	80,000 円

( その他 )

第 11 条 本学則に定めるもの以外は、函館大谷短期大学学則を準用する。  
2 本科学生に関する規程は、専攻科学生にも準用する。

附 則

1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の入学生から適用する。

別表1 専攻科福祉専攻

科 目	必修	選択
社 会 の 理 解	1	
介 護 の 基 本 I	4	
介 護 の 基 本 II	4	
リハビリテーション論	2	
介 護 予 防 論	2	
コミュニケーション技術	2	
生 活 支 援 技 術 I	2	
生 活 支 援 技 術 II	2	
生 活 支 援 技 術 III	1	
生 活 支 援 技 術 IV	2	
生 活 支 援 技 術 V	2	
レクリエーション支援法	1	
介 護 過 程 I	2	
介 護 過 程 II	2	
介 護 過 程 III	1	
介 護 総 合 演 習 I	1	
介 護 総 合 演 習 II	1	
介 護 実 習 I	2	
介 護 実 習 II	3	
発 達 と 老 化 の 理 解	2	
認 知 症 の 理 解 I	2	
認 知 症 の 理 解 II	2	
障 害 者 の 理 解	2	
こころとからだのしくみI	2	
こころとからだのしくみII	2	
医 療 的 ケ ア I	2	
医 療 的 ケ ア II	2	
医 療 的 ケ ア III	1	
宗 教 学		2
総 合 学 習		2
ウ ィ ン タ ー ス ポ ー ツ		1